

会 議 録

会議名 (審議会等名)	(仮称) 川西市手話言語条例 制定検討部会		
事務局 (担当課)	福祉部 障害福祉課 内線 (2656)		
開催日時	令和3年8月3日(火) 午後6時～8時		
開催場所	市役所 7階 大会議室		
出席者	委員 (敬称略)	下司部会長、岩本委員、種池委員、中濱委員、中井委員、岡坂委員、秋山委員	
	その他		
	事務局	山本福祉部長、高塚福祉部副部長、斎藤障害福祉課長、川口	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	4人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 意見交換会要旨 3. (仮称) 川西市手話言語条例(素案)について 4. 今後のスケジュール 5. 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

部会長	定刻になりましたので、ただ今から「第3回（仮称）川西市手話言語条例制定検討部会」を開会いたします。
事務局	まず、事務局より委員の出欠をご報告いたします。 それでは、委員の出欠をご報告いたします。ただいまの出席委員は7名です。全員ご出席いただいておりますので、川西市障害者施策推進協議会規則第8条第7項に基づき、本日の検討部会は有効に成立しております。 なお、会議録を作成するため、本日の会議を録音させていただくとともに、会議録の承認につきましては、会長にご一任いただきたく、あわせてご了承くださいますようお願い申し上げます。
部会長	それでは、本日の次第に沿って、進めていきたいと思えます。 まず、次第の2「意見交換会要旨について」です。事務局の説明を求めます。
事務局	（事務局説明）
部会長 部会員 部会員	説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問等はございませんか。要旨を見て、手話は言語なので、要約筆記を含むことに違和感がある。情報保障と言語は、別の物である。混同されるのは心配。 例えばデフファミリーが地域に居れば周りも手話を学べる。コーダが地域の学校に居れば、周りも手話を学べる。自然に会話に取り入れられる。
部会員	意見交換会要旨の1手話について正しい理解より、聞こえない人への理解が最重要。サークルから意見があった。
部会長 部会員	どういう部分のことですか。 聞こえない人の理解者を増やすことが一番。例えばろう者を雇えば周りにいる人が聞こえない事への理解ができ、気づきも多い。まず聞こえない人を理解することが大切。
部会長	手話が言語であることが一番に出したいことか。手話がろう者を助ける側面になるのではなく、言語であることを主に。例えば、動画には全て手話をつける。音声のあるものには全て手話をつける。そのような動画を見ると、手話を見て理解できる人がいることを手話の知らない人が理解する。市長の横にはワイプをつけるなど。
部会員	意見交換会で要約筆記が必要な人がいる。手話は使う人と使わない人がいる。手話は言語であり情報保障の話とは別である。
部会員	7市1町の条例を読んだ。明石は要約筆記を含めている。要約筆記が必要だと思う。
事務局	要旨というのは、意見交換会の際の内容をまとめているものであって、この内容を条例に含むかどうかということではありません。
部会長	部会の回数は今回を含めてあと何回ありますか。

審 議 経 過

事務局 部会長	今日を含めて2回部会がある。 それでは、次第の3「(仮称)川西市手話言語条例(素案)について」に移ります。事務局の説明を求めます。
事務局 部会長	(事務局説明) 事務局より説明が終わりました。各条文あるいは解説文について、皆さまからご意見を伺いたいと思います。
部会員	聴覚障がい者に対する理解の文を、前文に追加してほしい。未だ手話に対する理解が十分でなくというところ。
部会長	聴者の皆さんも上手く伝わるかどうかなど、ご意見をお願いします。 第1条の目的は、いかがですか。特によろしいですか。
部会員	確認したい。解説は条文には載せないとのこと。しかし解説の方が分かりやすい。どこの市か忘れましたが、他市では子ども向けに分かりやすく解説があった。解説のところを載せれば皆さんに分かりやすいのではないのでしょうか。
部会長	枠内の言葉と説明の言葉はほぼ同じ内容。枠内ではなく解説(説明)の方が分かりやすいのではないか。
事務局	文字の羅列が多いのは分かる。今後、皆に啓発し説明する必要がある。学校、教育、子どもに説明していくときにより分かりやすい説明をしていく必要がある。条文は難しいが啓発するときに子どもに分かりやすく工夫してはどうか。
部会長	初めから即子どもに分かりやすくするのは難しい。わかりやすい表現を意識したらいいですね。例えば子どもの権利条約などは、大人の文言を小学生に分かりやすくイラストと言葉を付けている。もともと文を分かりやすくする意識はあってもいいのか。「あ〜、なるほど」と1回でなる方がいいですね。
部会員	前文、目的などの文章はいいと思う。問題は中身なので、文はどちらでもよい。中身を今後どうしていくのが大切。
部会長	中身については、定義・市の責務・市民の役割は詳しく付け加えるべき。市の責務と言葉が入っているのは大切。市民も協力するよう努めるもの、のところは大切だ。ここに時間をかけるわけにはいかない。後程戻って話すこともある。第2条の定義は、他市に習ったのですか。
事務局	いろんな市町村のものを参考に定義を書かせていただいた。 定義は書いてない市があるが、川西市の場合は広く考え、市民とは在住だけではなく在学、在勤も含めた意識を持っていただくと定義させていただく。
部会員	定義でろう者とは、手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者とな

審 議 経 過

部会長	<p>っているが、手話ができない人はろう者ではないととらえられないのですか。</p> <p>そうですね。どういう方をろう者と呼ぶのかはいろんな見解がある。難聴の方はここに入らないのか、中途失聴の方はどうなのか、そういう方でも手話を学ぶ方は多い。私もここが気になるところ。</p>
部会員	<p>聞こえない人の中には医学的には聞こえない人、全く聞こえない人。手話を言語として使っている人。医学的に聞こえない人、手話で話す人。文化的にろう者という意味だと感じました。</p> <p>知らない人がこれを読んだ時に誤解されるかもしれません。私は一般の学校で育ってきましたけれどもあの方は、聞こえない人だからろう学校に通う。地域の学校に通うので難聴者？と言われた経験がある、手話を使っていたらろう者？とか言われたことがある。難しいところであるので話し合いが必要。</p>
部会長	<p>これはいろんな考え方があるので、こうだ、と決めつけることは難しい。研究者の中では、聴覚障がい者・児と統一している。</p>
部会員	<p>手話言語条例制定にフューチャーしすぎて、手話を言語として、と書かれたと思うが市民とはろう者であろうがなかろうが全市民に対して公表するのであれば、意識しすぎと思う。広義的に考えて、聴覚障がい者くらいにしておかないと、誤解が生じたり、ろう者の中には手話出来ないからこの中に私は該当しないととらえられマイナスイメージとなるので、もっと広義な言い方にする必要があります。</p>
部会長	<p>市の立場では、こう表明したいとか、こういうことを聞いているということはありませんか。</p>
事務局	<p>基本的には、国で示されている。例えば障害者権利に関する条約の中で手話の習得及びろう社会の言語的な統一性の促進を容易にすること。ろう者という言葉が条約の中にも使われている。他市の者を参考にしている。広義的に聴覚障がい者とするのも一つの考え方かも。特に市がどうこうではありません。</p>
部会長	<p>聴覚障がい児・者というのは、ろう者、中途失聴者、手話を言語としない方とそういうことを定義した方がどの人にとっても、市民にとってもろう者だからどうなのかと分けることのない方がよいと思う。</p>
事務局	<p>この定義の中には、ろう者はこの条例に出てくる文言で、聴覚障がい者児とはこの条例には記載がないのでここでいう定義はこの条例において次に掲げる用語の意義は、この条例に出てくる文言を定義している。もし、ろう者を聴覚障がい者児に変更するならばつじつまが合わなくなる。</p>
部会員	<p>ここに記載されているろう者は後の文章を説明するものであって、ここの</p>

審 議 経 過

	<p>条文に出てこようが出てこまいが関係ないこと。ろう者という定義ですね。問題は手話言語として日常生活を営む者という説明自体が問題である、ろう者という言葉は問題ではない。ろう者を聴覚障がい者児と置き換えればいいのではないか。手話言語ができる人だけがろう者ですか。この説明は誤解を生みやすいと感じた。</p>
<p>事務局 部会長</p>	<p>ろう者の部分を聴覚障がい者とするのかと勘違いしました。 後にろう者に対する文言が出てくる。ろう者の定義そのものを、記載のとおり手話を言語として社会生活を営む者とするのではなくて、広く聴覚に障がいを持つ児童、成人の方を、という風に変えるのか。</p>
<p>事務局 部会長</p>	<p>説明文章の方を条文に記載するというのでしょうか。 聴覚障害を持つ人は、ろう者というかどうかの議論が出てくる。</p>
<p>事務局 部会員</p>	<p>手話言語条例の題名に焦点を当てて作成しているので、そうなると聴覚に障害がある方をろう者と言え、5条、6条、7条にも影響が出てくる。 手話を使えない人にも通訳者や啓発や養成を市の責務とするとなっているので、手話ができない人も条例の対象者となる。対象者といういい方はおかしいかも。この条例に無理に人を当てはめて、条例ありきになり後の文がとなる。ここを変えるとつじつまが合わなくなるのではなく、それに合わせてすべて変えていったらいいと思う。今がその場。 私がろう者のものの理解がないのは自覚しているが、いろんな人に対してこれから手話を覚えていく、聴覚障害がある人もこれから手話を覚えていく事によってこの条例に助けられるところがある。今、定義で外すのはやふさわしくないと思う。</p>
<p>事務局 部会員 部会長</p>	<p>そうなると手話言語条例を見直すことになる。 そうではない。</p>
<p>部会員 部会長</p>	<p>手話言語条例とろう者という言葉は、切り離すことは難しいという考え方でしょうか。他市でも同じ文言があり、ろう者と書いてある。細かい部分を考えすぎなのか。</p>
<p>部会員 部会長</p>	<p>手話を必要とするすべての人に、ここに引っかかるのではないか。 私も気になりました。ろう者は今、手話を使って生活を営んでいる方ということですか。</p>
<p>部会員</p>	<p>先ほど発言があったとおり、ろう者というのはすべての人が手話でコミュニケーションをとるわけではない。ろう者、市民のところをろう者以外の者と入れてはどうか。あくまで私の意見です。</p>
<p>部会員 部会員 事務局</p>	<p>市民の中にろう者も入っているはず。市民とろう者を分けるのか。 分けてはいけない。 皆さんの意見を聞いて、定義のろう者を取ってしまう。以下の条文からも</p>

審 議 経 過

部会長	ろう者を取って全ての人に手話を使用できる環境を整えるとするか。例えば第5条、手話及びろう者に対する理解を深めるとある部分を、手話及び聞こえにくいことに理解を深めるとするのか、又は聴覚障害者と変えるのか。
事務局	手話に対する理解を深めると変更させていただく説明になるのか、第7条になるのか。ろう者に対しての理解を深める施策を考えていく、条文ではなく施策の展開として考えていきたい。
部会長 事務局	聞こえない事へ理解、聴覚障がい者への理解が抜けることになりませんか。手話言語条例を言語であることを普及することによって、市民の皆さんに普及し理解していただくなかで、ろう者に対する支援は付随してくる。普及することによってたくさんの方が手話をできることによってろう者に対する理解、聞こえない人への理解、手話の知らない人に対して、すべての人に対しても理解を深めていける。手話言語とろう者の支援を混在の状況を解消することになると思う。あくまでも案です。手話言語条例は手話を言語であることを、皆さんが表明したい部分と事務局は考えています。
部会長	そのことは皆さん承知している。このように定義した場合、手話を使用しない聴覚障がいの方がここから外れたかと思うことの危惧です。問題がなければよいのですが、外すのはどうかと思う。
事務局	ろう者の定義を「聴覚障害があり手話等をコミュニケーションとして日常生活及び社会生活を営む者をいう」と変更してはどうか。
部会員	違和感はない。言い切ることに違和感があった。ろう者の定義に当てはまっていたら問題はないと思う。
部会長 事務局	ろう者と書いてその定義を変える。 定義を聴覚に障害があり、手話等をコミュニケーションの手段として日常生活及び社会生活を営む者をいう。
部会員	賛成です。等を入れると他の説明も付く。例えば要約などにもつながる。手話だけでないという意味になるのでいいと思う。
部会長	皆さんいかがでしょうか。ろう者の定義を今言った文言に変える。認識の仕方などは違うので、意見を出していただけたらと思う。次に第3条に進みます。具体的なものを付け加えられたらいいかなと思う。市の責務に具体的な文言があればいいかと思うが、いかがでしょうか。第7条に具体的なものを載せた方がいいのか。
部会員	コロナ禍の影響により市長等会見に手話通訳がつくようになった。市としての情報発信のときにも手話通訳をつけるという文章を入れていただくといいと思う。
事務局	施策の中での情報発信を他市は入れていない。どこまでできるのか分から

審 議 経 過

部会長	ないが映像での発信を届けられるよう検討したいと思い入れている。
事務局	第7条に挙げています。ということですか。
部会長	はい。
部会長	どこまでやるかどうかはともかく、具体的に載せた方がよいということ。
部会員	そうです。
事務局	施策の部分ではなくどこかで入れた方がよいということですか。
部会長	第4条の市の責務に入れた方がよいのか。第7条で施策の推進で市はとなっているので入れた方がいいのか。
部会員	第4条で入れていただけたらと思う。市の責務に入れてほしい。
部会長	第7条に施策の推進に最初に市が入っている。1、2、3、と細かいものを入れていただく方が分かりやすいのかもしれない。市の考えはどうですか。
事務局	責務の大きな枠組みの中で書きましたが、施策の中で情報発信の部分、コロナ禍で発信もあるかと思いますが、市から発信できる施策を検討していくということを入れている。取り組む姿勢を記載している。
部会員	わかりました。4条に入れていただきたいというのは、他市では障害福祉課に丸投げしているの、担当課、他の課も総合的にしていただければと思います。そうすれば市が責任をもって情報発信のときには、手話をつけるという意味です。川西市として大変であれば第7条のままでいいと思います。
部会員	第7条の市は、とあるが、そのほか市民はとか、事業者はとかあるのか。ないのであれば、4条で載せればいいと思う。市民もこのように協力を、事業所もこのように協力をと載せれば、施策のところをお願いベースとして入れてもいいかもしれない。そうすれば7条が生きてくる。そうでなく市側だけなら市の責務に載せればいいと思う。
部会長	市としては、市の責務を言ってそれから市民の役割を言って、事業所の役割を言って、最後に市としてはこのように推進していくと順番にすることですね。具体的な内容のこれとこれを市の責務に入れて、これとこれを施策の推進に入れてと分けるのは違うように思う。他市は具体的に市の責務として記載しているところもあるがいかがでしょうか。具体的な内容を言葉で細かく載せてほしいのが、皆さんの気持ちですね。どこに載せるのか。第7条に事業所や市民も具体的に載せればとの意見で、市民に対して市の推進することに協力してくださいと、事業者にもこれをしてくださいとの言い方は入らない。
部会員	第6条に働きやすい環境を整備とあるが、どこまで具体的に盛り込むかまたお願いベースなのでどこまで踏み込んでかけるかは精査する必要があ

審 議 経 過

部会長	<p>る。</p> <p>そのために事業者がろう者の働きやすい環境を整備できるように、市がどのようにサポート出来るかを入れる必要がある</p>
部会員	<p>市と協力しての文言があればよい。このままではお願いベースのまま。</p>
部会長	<p>市民の役割、事業者の役割のところを、言葉を付け加えてそれらを実現するために第7条でどういったことを具体的にとする。</p> <p>市民の役割には、市が推進する責務に協力するよう努めると記載があるが、事業者の役割には市との連携がないので入れてもいいのかと思う。</p>
部会員	<p>第6条説明文に対して、気になる部分がある。説明の部分で先月5月末に差別解消法改正で合理的配慮が民間も努力義務ではなく義務に変わった。目的として進めてほしい。丸投げはいけないとの事なのでお互いに協力しながら、ろうあ協会、手話サークルも含めて進めていきたい。</p>
部会長	<p>合理的配慮に努めるという言葉も上に入れて、市が指導する部分と市としてのサポートが必要であり6条の文言を考えていただきたい。施策の推進に具体的に、市の発信には、手話通訳のワンプをつける。又は、つけるよう努力する、とするなど具体的なものを出して、どこまでできるかを検討していく。</p>
部会員	<p>検討部会前に川西ろうあ協会で作るために、具体的にどうしたいのか話し合った。病院や教育現場等で主体的に動いてほしいとの意見がたくさんあった。6条にろう者が利用しやすいサービス提供とあるので、含まれていると思うが、具体的には医療従事者、医療機関などの文言を入れてほしいという意見が出ました。</p>
部会長	<p>医療機関に手話通訳を置くということですか。</p>
部会員	<p>手話に対する環境整備を整えてほしい。</p>
部会員	<p>全体に対して意見を述べていいですか。</p>
部会長	<p>7条に対して具体的な施策にこのようなことを入れてほしいということですよ。明石市には市の責務の後にいろいろな事が載っている。市が学校においてろう児童生徒が手話で習うことが出来るよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする、という言葉が入っている。市長は市が主催する講演会に手話通訳をつけるなど具体的に記載がある。川西市の小学校で手話教室をしていたり、されていなかったり、また謝礼もボランティアみたいなものと意見が出ていたので、そういうことを市ではサポートするなど。</p>
部会員	<p>店へも手話のサポートがあれば、手話環境の整備を求める。</p>
部会長	<p>事業者に対して簡単な手話や運営上必要な手話を従業員が取得できるよう、市としてサポートする。</p>
部会員	<p>簡単な手話でも構わない。ありがとうだけでも嬉しいです。</p>

審 議 経 過

事務局	手話サポーター制度を創設し、このサポート制度は川西市独自のものとなる。認知症サポーター制度と同じような考え方、リングをつけて認知症をサポートできるよう市が促進し、理解する人を増やすもの、手話サポーターとして広くサポートできる人を増やすと、店や勤める方が勉強して手話ができるようになり、広がったら良いと思い川西として手話サポーター制度を創設する提案です。
事務局	認知症の理解をする方のこと、援助をする方ではない。同じ考え方で市民の方で手話を理解していただく良き理解者、ろうの方の理解を手話サポーター制度で出来れば良いかと思う。認知症サポーターのオレンジリングのような物を習った人に配付するなど。
部会長	具体例を条文に入れたらよい。お店に簡単な手話をしていただくなら、市がろう者と協力して映像を作成し、必要な言葉をお店にダウンロードしていただきお店の方が見て学んで使う。店で視聴すれば「少しは出来ますシール」を配る。お金をかけず、パンフを作るよりは、ろう者も参加できるので良いかと思う。
部会員	学んだお店のマップを作る。ろう者の方が利用しやすいお店となり、マップを見れば手話を学んだお店が分かる。コロナの感染対策しているお店の紹介やシールと同じようなもの。商工会と連携し、コロナで飲食店もしんどい状況の中で門戸を開くと、飲食店もいろんな方が利用してくれれば双方がウインウインの状態になる。お金をかけず500円でリングかシールを配布する。事業者も集客できるなら少額ならお金も払える。すべてを市が対応する必要はない。お客さんが来ていただけるためなら、500円、1000円ならお店も出せると思う。
部会員	市内の聴覚障がい者は500人ほど。聴覚障がい者やろうあ協会の協力が必要。手話通訳者が行っても教えることが難しいが、ろう者がお店に行き手話をしてもらえば興味を持ってもらえる。
部会長	映像を作るのにろう者に出てもらうなど、ろう者が大勢行って教えることは難しい。市が民間とどうつないでいくかをできるだけ具体的に意見を出して、次回に細かく皆さんで考え、文言、案を持ち寄る。市は出来ないことは遠慮なく伝えてください。 次に、次第の4「今後のスケジュールについて」に移ります。事務局の説明を求めます。
事務局	コロナ禍で延期によりスケジュールを延期し、令和4年4月1日施行となりましたが、今後は9月にパブコメ用条例案を作成し、11月又は12月にパブコメ実施。3月議会に提案し、4月1日施行予定となっております。
部会長	「今後のスケジュールについて」は以上で終わります。以上で、本日の協

審 議 経 過

事務局	<p>議事項はすべて終わりました。最後に、会議次第の5「その他」ですが、事務局から事務連絡があります。</p> <p>本日部会員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、素案の修正等を検討してまいります。また、素案の前文については、手話条例に対する本市の考えを表明する部分でありますので、今後市上層部と協議するなか、文面を変更する場合がありますので、ご理解いただきますようお願いします。</p> <p>次回の検討部会は、9月15、16、17日の日で考えております。部会員の皆様のご都合をのちほどお聞かせいただきたいと思います。なお、次回の検討部会では、パブリックコメントのための条例案を皆様にご提示し、ご議論いただきたいと思います。部会の日には、いかがでしょうか。</p> <p>9月21日の火曜日、午後6時からでよろしいですね。また、時期が近付いてまいりましたら、改めて開催のご案内をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。なお、本日車でお越しになっておられる委員の方は、お帰りの際、事務局までお申し出ください。</p>
部会長	<p>これもちまして、第3回川西市手話言語条例制定検討部会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。</p>